

早良アン・アン・ネットワーク通信

No.8 平成30年4月9日

悪質商法にご注意！！

～悪質商法などの被害にあわないために～

悪質商法の被害に遭わないためには、その手口や方法などを把握して対処し、万が一被害に遭った場合も、消費生活センターなどの消費生活相談担当窓口や警察などに相談して、早期に解決を図ることが大事です。

正しい知識を身に付け、悪質商法などの被害に遭わないようにしましょう。

悪質商法の主な手口

- 利殖商法
手持ちの資金を少しでも増やしたいという願望に付け込み、「社債」「未公開株」等の投資話を装い、「元本保証」「絶対儲かる」などとウソをついて多額の出資金をだまし取る商法
- 点検商法
点検業者を装って家庭を訪問し、必要のない工事を施工したり、高額な浄水器や布団を売りつける商法
- SF商法(催眠商法)
高額な商品を売りつける目的を隠して地域住民を呼び集め、販売会場を熱狂的な雰囲気を作り上げて冷静な判断を失わせ、高額な商品を購入させる商法
- かたり商法
消防署や水道局等の行政機関や有名企業の職員を装って自宅を訪問し、設置義務等を理由に強引に消火器や浄水器等を販売する商法
- マルチ商法
「新たな会員を増やせば増やすほど高い紹介料が得られる」等と言って、商品を販売又は新会員を勧誘させる商法

キーワードは・・・ **うそつき**

う・・・ うまい話を信用しない！

そ・・・ 相談する！

つ・・・ つられて返事をしない！すぐに契約をしない！

き・・・ きっぱり！はっきり！断る！



事件事故や安全安心に **早良アン・アン・ネットワーク通信**
関する情報を**職場・自宅**受信を希望する方は、校区または住所(氏名の記載は任意です)を記載して早良署宛にメール送信して下さい。
のパソコンに配信中！ **早良署メールアドレス sawara-ps@police.pref.fukuoka.jp**